

# NPO 法人でこぼこみち 定款

## 第1章 総 則

### (名 称)

第1条 この法人は、NPO 法人でこぼこみちという。

### (事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を広島県広島市南区皆実町一丁目17番1-102号に置く。

## 第2章 目的及び事業

### (目 的)

第3条 この法人は、広く地域の人たちを対象として、主に発達に障害を持つ子どもたちを中心に、放課後や休日などの余暇活動と交流の場を提供し、障害を持つ子どもたちが、社会の中で多くの人と出会いながら様々な体験ができ、お互いに影響し合いながらのびのびと成長できるための活動を行う。

また、子どもたちが学齢期を終えて大人になった後も、住み慣れた地域の中で、夢や希望を叶えながら自分らしい生活を続けていくために、地域の様々な人たちが、障害の有無に関わらず、年齢や役割や立場を超えて、お互いに学び合い理解を深めるなかで、共に支え合う関係を育てる活動を行う。

これらの活動を行う事によって、障害を持つ人たちと地域の人たちが、交流し、理解を深めながら、地域社会の一員として暮らすことができる社会作りに貢献することを目的とする。

### (特定営利活動の種類)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の種類の特定非営利活動を行う。

- (1) 保健・医療又は福祉の増進を図る活動
- (2) 社会教育の推進を図る活動
- (3) 子どもの健全育成を図る活動

### (事 業)

第5条 この法人は、第3条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 特定非営利活動に係る事業
  - ① 障害児・者の余暇活動支援事業
  - ② 児童福祉法に基づく障害児通所支援事業

## 第3章 会 員

### (種 別)

第6条 この法人の会員は、次のとおりとし、正会員をもって特定非営利活動促進法（以下「法」という）上の社員とする。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会した個人および団体

(2) 賛助会員 この法人の目的に賛同し賛助の意思を持つ個人および団体

(入会)

第7条 会員の入会について、特に条件は定めない。

- 2 会員として入会しようとするものは、入会申込書により、理事長に申し込むものとする。
- 3 理事長は、前項の申込があったとき、正当な理由がないかぎり、入会を認めなければならない。
- 4 理事長は、第2項のものの入会を認めないとときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

(入会金及び会費)

第8条 会員は、理事会において別に定める入会金および会費を納入しなければならない。

(会員の資格の喪失)

第9条 会員が次の各号の一に該当する場合には、その資格を喪失する。

- (1) 退会届の提出をしたとき
- (2) 本人が死亡し、もしくは失そう宣告を受け、または会員である団体が消滅したとき
- (3) 繼続して1年以上会費を滞納したとき
- (4) 除名されたとき

(退会)

第10条 会員は、理事長が定める退会届を理事長に提出して、任意に退会することができる。

(除名)

第11条 会員が次の各号の一に該当する場合には、総会の議決により、これを除名することができる。この場合その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) この定款に違反したとき
- (2) この法人の名誉を傷つけ、または目的に反する行為をしたとき

(拠出金品の不返還)

第12条 すでに納入した入会金、会費その他の拠出金品は、返還しない。

## 第4章 役員及び職員

(種別および定款)

第13条 この法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事 3人以上8人以内
  - (2) 監事 1人以上2人以内
- 2 理事のうち1人を理事長、1人以上2人以内を副理事長とする。

(選任等)

- 第 14 条 理事は理事会において選任し、監事は、総会において選任する。
- 2 理事長および副理事長は、理事の互選とする。
  - 3 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者もしくは三親等以内の親族が1人を超えて含まれ、または当該役員並びにその配偶者および三親等以内の親族が役員の総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。
  - 4 監事は、理事またはこの法人の職員を兼ねてはならない。

(職務)

- 第 15 条 理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。
- 2 理事長以外の理事は、法人の業務について、この法人を代表しない。
  - 3 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故があるときまたは理事長が欠けたときは、理事長があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。
  - 4 理事は、理事会を構成し、この定款の定めおよび総会または理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。
  - 5 監事は、次に掲げる職務を行う。
    - (1) 理事の業務執行の状況を監査すること
    - (2) この法人の財産の状況を監査すること
    - (3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務または財産に関して不正の行為または法令もしくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会または所轄庁に報告すること
    - (4) 前号の報告をするために必要がある場合には、総会を召集すること
    - (5) 理事の業務執行の状況またはこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、若しくは理事会の招集を請求すること

(役員の任期等)

- 第 16 条 役員の任期は、2年とし、再任を妨げない。
- 2 補欠のため、または増員により就任した役員の任期は、それぞれの前任者または現任者の任期の残存期間とする。
  - 3 役員は、辞任または任期満了においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(欠員補充)

- 第 17 条 理事または監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

- 第 18 条 役員が次の各号の一に該当する場合には理事は理事会の議決により、監事は総会の議決により、これを解任することができる。
- (1) 職務の遂行に堪えない状況にあると認められるとき
  - (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき
- 2 前項の規定により役員を解任しようとする場合は、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

(報酬等)

- 第 19 条 役員はその総数の 3 分の 1 以下の範囲内で報酬を受け取ることができる。  
2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。  
3 前 2 項に関し必要な事項は、総会の決議を経て、理事長が別に定める。

## 第 5 章 総 会

(種 別)

- 第 20 条 総会は、通常総会および臨時総会とする。

(構 成)

- 第 21 条 総会は、正会員をもって構成する。

(権 能)

- 第 22 条 総会は、以下の事項について議決する。  
(1) 定款の変更  
(2) 解散および合併  
(3) 会員の除名  
(4) 事業報告および活動決算  
(5) 監事の選任および解任  
(6) 役員の報酬  
(7) 解散における残余財産の帰属  
(8) そのほか運営に関する重要事項

(開 催)

- 第 23 条 通常総会は、毎年 1 回開催する。  
2 臨時総会は、次に掲げる事由により開催する。  
(1) 理事会が必要と認め、召集の請求をしたとき  
(2) 正会員総数の 5 分の 1 からの会議の目的を記載した書面により召集の請求  
があつたとき  
(3) 第 15 条第 5 項 4 号の規定により監事から召集があつたとき

(召 集)

- 第 24 条 総会は、第 23 条第 2 項第 3 号の場合を除き、理事長が召集する。  
2 理事長は、第 23 条第 2 項第 1 号および第 2 号の規定による請求があつたとき  
は、その日から 30 日以内に臨時総会を召集しなければならない。  
3 総会を召集する場合には、会議の日時、場所、目的および審議事項を記載した書  
面または電磁的方法により、開催の日の少なくとも 5 日前までに通知しなけれ  
ばならない。

(議 長)

- 第 25 条 総会の議長は、その総会に出席した正会員の中から選出する。

(定足数)

第 26 条 総会は、正会員総数の 2 分の 1 以上の出席がなければ開会することはできない。

(議 決)

第 27 条 総会における議決事項は、第 24 条第 3 項の規定によってあらかじめ通知された事項とする。

- 2 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数ときは、議長の決するところによる。
- 3 理事または正会員が総会の目的である事項について提案した場合において、正会員の全員が書面により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の総会の決議があったものとみなす。

(表決権等)

第 28 条 各正会員の表決権は平等なものとする。

- 2 やむを得ない理由により総会に出席できない正会員は、オンライン会議システム（Web 会議システム）を通じて出席できるほか、あらかじめ通知された事項について、書面もしくは電磁的方法をもって表決し、または他の正会員を代理人として表決を委任することができる。
- 3 前項の規定により表決した正会員は第 26 条、第 27 条第 2 項および第 29 条第 1 項第 2 号の規定の適用については出席したものとみなす。
- 4 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

第 29 条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時および場所
  - (2) 正会員総数および出席者数（書面もしくは電磁的方法による表決者または表決委任者がある場合にあっては、その数を付記すること）
  - (3) 審議事項
  - (4) 議事の経過の概要および議決の結果
  - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長および総会において選任された議事録署名人 2 人が、記名押印または署名しなくてはならない。
  - 3 前 2 項の規定に関わらず、正会員全員が書面により同意の意思表示をしたことにより、総会の決議があったとみなされた場合においては、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。
    - (1) 総会の決議があったものとみなされた事項の内容
    - (2) 前号の事項の提案をした者の氏名または名称
    - (3) 総会の決議があったものとみなされた日
    - (4) 議事録の作成に係る職務を行なった者の氏名

## 第6章 理事会

### (構成)

第30条 理事会は、理事をもって構成する。

### (権能)

第31条 理事会は、この定款に別に定める事項のほか、次の事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) 事業計画及び活動予算並びにその変更
- (4) 理事の選任又は解任
- (5) 借入金その他新たな義務の負担及び権利の放棄
- (6) そのほか総会の議決を要しない業務に関する事項

### (開催)

第32条 理事会は、次に掲げる場合に開催する。

- (1) 理事長が必要と認めたとき
- (2) 理事総数の3分の1以上から会議の目的を示して、召集の請求があったとき
- (3) 第15条第5項第5号の規定により監事からの招集の請求があったとき

### (召集)

第33条 理事会は、理事長が召集する。

- 2 理事長は、第32条第2号および第3項の規定による請求があったときは、その日から30日以内に理事会を召集しなければならない。
- 3 理事会を召集するときは、会議の日時、場所、目的および審議事項を記載した書面もしくは電磁的方法により、開催の日の少なくとも5日前までに通知しなければならない。

### (議長)

第34条 理事会の議長は、理事長がこれにあたる。

### (議決)

第35条 理事会における議決事項は、第33条3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

- 2 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

### (表決権等)

第36条 各理事の表決権は、平等なものとする。

- 2 やむ得ない理由のために理事会に出席できない理事は、オンライン会議システム（Web会議システム）を通じて出席できるほか、あらかじめ通知された事項

- について書面をもって表決することができる。
- 3 前項の規定により表決した理事は、第35条第2項および第37条第1項第2号の適用については、理事会に出席したものとみなす。
- 4 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

- 第37条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。
- (1) 日時および場所
  - (2) 理事総数、出席者数および出席者氏名（書面表決者にあっては、その旨を付記すること）
  - (3) 審議事項
  - (4) 議事の経過の概要および議決の結果
  - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長およびその会議において選任された議事録署名人2人が記名押印または署名しなければならない。

## 第7章 資産及び会計

(資産の構成)

- 第38条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。
- (1) 設立当初に財産目録に記載された資産
  - (2) 入会金および会費
  - (3) 寄付金品
  - (4) 資産から生じる収益
  - (5) 事業に伴う収益
  - (6) そのほかの収益

(資産の区分)

- 第39条 この法人の資産は、特定非営利活動に係る事業に関する資産の1種とする。

(資産の管理)

- 第40条 この法人の資産は、理事長が管理し、その方法は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

(会計の原則)

- 第41条 この法人の会計は、法第27条各号に掲げる原則に従って行う。

(会計の区分)

- 第42条 この法人の会計は、特定非営利活動に係る事業会計の1種とする。

(事業計画および予算)

第43条 この法人の事業計画およびこれに伴う活動予算は、毎事業年度ごとに理事長が作成し、理事会の議決を経なければならない。

(暫定予算)

第44条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収益費用を講じることができる。

2 前項の収益費用は、新たに成立した予算の収益費用とみなす。

(予算の追加および更正)

第45条 予算成立後にやむを得ない事由が生じたときは、理事会の議決を経て、既定予算の追加または更正をすることができる。

(事業報告および決算)

第46条 この法人の事業報告書、財産目録、貸借対照表および活動計算書等決算に関する書類は毎事業年度終了後、速やかに、理事長が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

2 決算上余剰金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

(事業年度)

第47条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(臨機の措置)

第48条 予算をもって定めるもののほか、借入金の借入れその他新たな義務の負担をし、または権利の放棄をしようとするときは、理事会の議決を経なければならない。

## 第8章 定款の変更、解散および合併

(定款の変更)

第49条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の4分の3以上の多数による議決を経、かつ、法第25条第3項に規定する事項については、所轄庁の認証を得なければならない。

2 この法人の定款を変更（前項の規定により所轄庁の認証を得なければならない事項を除く）したときは、所轄庁に届け出なければならない。

(解散)

第50条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
- (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
- (3) 正会員の欠亡
- (4) 合併
- (5) 破産手続開始の決定

- (6) 所轄庁による設立の認証の取り消し
- 2 前項第1号の事由によりこの法人が解散するときは、正会員総数の4分の3以上の議決を経なければならない。
  - 3 第1項第2号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

(残余財産の帰属)

第51条 この法人は解散（合併または破産手続開始の決定による解散を除く）したときに残存する財産の帰属は、法第11条第3項に掲げる者のうちから、総会の議決により選定する。

(合併)

第52条 この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の4分の3以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

## 第9章 公告の方法

(公告の方法)

第53条 この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行う。ただし、法第28条の2第1項に規定する貸借対照表の公告については、この法人のホームページにおいて行う。

## 第10章 雜則

(細則)

第54条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、理事長がこれを定める。

### 附 則

- 1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。
- 2 この法人の設立当初の役員は、次のとおりとする。

理事長	松浦百合子
副理事長	澤田友基
理 事	山本智乃
同	杉山果歩
同	三宮由実
監 事	安原智久
- 3 この法人の設立当初の役員の任期は、第16条第1項の規定にかかわらず、この法人の成立の日から令和6年6月30日までとする。
- 4 この法人の設立当初の事業年度は、第47条の規定にかかわらず、この法人の成立の日から令和6年3月31日までとする。
- 5 この法人の設立当初の事業計画および活動予算は、第43条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによる。
- 6 この法人の設立当初の入会金および会費は、第8条の規定にかかわらず、次に掲

げる額とする。

(1) 入会金	正会員（個人・団体）	0 円
	賛助会員（個人・団体）	0 円
(2) 年会費	正会員（個人・団体）	5,000 円
	賛助会員（個人）	一口 1,000 円
	（団体）	一口 3,000 円

#### 附 則

この定款は、令和6年6月1日から施行する。

この定款は、令和7年4月1日から施行する。